

平成 2 7 年度
国民保護計画修正（案）新旧対照表

平成 2 8 年 2 月 1 7 日



佐世保市

平成27年度国民保護計画修正（案）新旧対照表

1 第2編

現 行	修 正 案																						
<p>(P42～46)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方 (防災対策課、指令課、情報政策課、財産管理課)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、・・・中略・・・その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">施設・設備面</td> <td>○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。</td> </tr> </table> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (防災対策課)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (防災対策課、戸籍住民課)</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (防災対策課)</p> <p>(P47)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>市職員は、・・・中略・・・以下のように定める。 (防災対策課、消防局各署)</p>	施設・設備面	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。		○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。		○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。		○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。		○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。	<p>【修正理由】</p> <p>① 担当部局等の見直し</p> <p>② 26年度県国民保護計画の修正に伴う修正（追記）</p> <p>(P35～39)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方 【防災危機管理局、指令課、情報政策課、財産管理課】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、・・・中略・・・その運営・管理、整備等を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">施設・設備面</td> <td>○武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。</td> </tr> </table> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 【防災危機管理局】</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などを活用した訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。 (下線追記)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【防災危機管理局、戸籍住民課】</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 【防災危機管理局】</p> <p>(P40)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>市職員は、・・・中略・・・以下のように定める。 【防災危機管理局、消防局】 (各署を削除)</p>	施設・設備面	○ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。		○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。		○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。		○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。		○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。		○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。
施設・設備面	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。																						
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。																						
	○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。																						
	○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。																						
	○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。																						
施設・設備面	○ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に、情報伝達手段の的確な管理・運用に努める。																						
	○非常通信設備等の情報通信手段の施設について、・・・。																						
	○武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、・・・。																						
	○無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び・・・。																						
	○災害現場の状況の写真等を県対策本部等に・・・。																						
	○武力攻撃災害時において確実に利用できるよう、・・・。																						

現 行

修 正 案

(P49～53)

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項 (防災対策課、関係各課)

- (1) 基礎的資料の収集
本文略

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

資料の種類別	資料名
市の地図	管内図
災害時要援護者のリスト	災害時要援護者登録台帳

- (2) 略
(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮
市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら非難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する災害時要援護者登録台帳を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講ずる。
その際、避難誘導時において、消防局、保健福祉部を中心とした横断的な「災害時要援護者対策組織」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【災害時要援護者の避難支援対策について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組として作成している災害時要援護者登録台帳を活用することとしている。

災害時要援護者の避難を円滑に行うためには、災害時要援護者の情報の把握が必要不可欠である。その方法としては、本人からの申し出(手上げ方式)により情報を取得し、災害時要援護者登録台帳を作成の上、災害発生時には、その台帳を活用し、福祉関係局、防災関係局、民生委員等が連携し、災害時要援護者の避難誘導に当たる。

(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)参照)

- (4)～(6) 略

2 避難実施要領のパターンの作成 (防災対策課)

3 救援に関する基本的事項 (防災対策課、関係各課)

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (防災対策課、道路維持課、みなと振興・管理課、交通局)

5 避難施設の指定への協力 (防災対策課)

修正理由】

- ① 担当部局等の見直し
② 本文の更新及び削除

(P42～46)

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項 【防災危機管理局、関係各課】

- (1) 基礎的資料の収集
本文略

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

資料の種類別	資料名
市の地図	管内図
<u>避難行動要支援者のリスト</u>	<u>避難行動要支援者名簿</u>

- (2) 略
(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮
市は、要配慮者の誘導に当たっては、特に高齢者、障がい者等のうち自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講ずるものとする。
その際、避難誘導時において、消防局、保健福祉部を中心とした横断的な「避難行動要支援者対策組織」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者の避難支援対策について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして作成している避難行動要支援者名簿を活用することも必要である。

避難行動要支援者の避難を円滑に行うために災害発生時には、その名簿を活用し、福祉関係局、防災関係部局、避難支援等関係者が連携し、避難行動要支援者の避難誘導等に当たる。

(下線削除)

- (4)～(6)略

2 避難実施要領のパターンの作成 【防災危機管理局】

3 救援に関する基本的事項 【防災危機管理局、関係各課】

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 【防災危機管理局、土木政策・管理課、みなと振興・管理課、交通局】

5 避難施設の指定への協力 【防災危機管理局】

現 行	修 正 案
<p>2 警報の内容の伝達方法 (防災対策課)</p> <p>(1) 警報の伝達方法については、<u>当面の間は</u>、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、<u>消防局が有する消防サイレンを吹鳴して住民に注意喚起し、(または、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で呼鳴して住民に注意喚起した後、) 武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p>② 略 ア 略 イ 略</p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応</u>】 弾道ミサイル攻撃のように対処に余裕がない事態については、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、外国人に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、<u>防災対策課</u>、<u>総務企画課</u>、<u>長寿社会課</u>、<u>障害福祉課</u>、<u>子育て家庭課</u>等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知 (防災対策課)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、消防機関連携し、・・・・。 この場合において、(中略) 自主防災組織、町内会等や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、(以下略)</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>【緊急通報の内容の一例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【<u>長崎県佐世保市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ、ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い今後の行政の指示を待つこと。 その他不審者に関する情報等があれば、<u>23-9258</u> (消防局防災対策課) まで電話すること。 </div>	<p>【修正理由】</p> <p>① <u>担当部局等の見直し</u></p> <p>② <u>26年度県国民保護計画の修正に伴う修正（削除及び追記）</u></p> <p>③ <u>本文の修正</u></p> <p>2 警報の内容の伝達方法 【<u>防災危機管理局</u>】</p> <p>(1) 警報の伝達方法については、<u>当面の間は</u>、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、<u>その他の情報伝達手段も活用し</u>、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p>② 略 ア 略 イ 略</p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応</u>】 弾道ミサイル攻撃のように対処に余裕がない事態については、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、外国人に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、<u>防災危機管理局</u>、<u>保健福祉政策課</u>、<u>長寿社会課</u>、<u>障がい福祉課</u>、<u>子ども育成課</u>等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知 【<u>防災危機管理局</u>】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長は、消防機関連携し、・・・・。 この場合において、(中略) 自主防災組織、町内会等や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、(以下略)</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p>【緊急通報の内容の一例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【<u>長崎県佐世保市〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ、ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い今後の行政の指示を待つこと。 その他不審者に関する情報等があれば、<u>0956-23-9258</u> (<u>防災危機管理局</u>) まで電話すること。 </div>

現 行	修 正 案
<p>(P101～10)</p> <p>第5章 救援</p> <p>市長は、避難先地域において・・・中略・・・定める。 (<u>防災対策課</u>、関係各課)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 <u>16</u>年 <u>厚生労働省告示第 343</u>号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によって救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>【修正理由】</p> <p>① <u>担当部局等の見直し</u></p> <p>② <u>26年度県国民保護計画の修正に伴う修正(削除及び追記)</u></p> <p>(P91～92)</p> <p>第5章 救援</p> <p>市長は、避難先地域において・・・中略・・・定める。 【<u>防災危機管理局</u>、関係各課】</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 <u>25</u>年 <u>内閣府告示第 229</u>号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によって救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。</p>

現 行	修 正 案
<p>(P117~118)</p> <p>第4 武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害及びNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処</p> <div data-bbox="83 499 1151 741" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>市は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画(原子力艦の原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害及びNBC(核・生物・化学)攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のように定める。</p> </div> <div data-bbox="83 1014 1151 1119" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>1 武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処 (防災対策課、環境保全課、基地政策局、保健福祉政策課、試験検査課、みなと振興・管理課)</p> </div> <p>(1) <u>地域防災計画(原子力艦の原子力災害対策編)等に準じた措置の実施</u> (下線削除) 本市内における原子力災害としては、本市に寄港する米海軍の原子力艦によって惹起される原子力災害が想定される。したがって、市は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、<u>地域防災計画(原子力艦の原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる</u></p>	<p>【修正理由】</p> <p>① <u>担当部局等の見直し</u> ② <u>26年度県国民保後計画の修正に伴う修正</u></p> <p>(P107~109)</p> <p>第4 <u>原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処</u> (下線更新)</p> <p><u>本市は、原子力事業者である玄海原子力発電所の30キロ圏内に一部の地域が入ることから、原子力事業所の武力攻撃原子力災害への対処を定める必要があり、また、米海軍の原子力艦が佐世保港へ寄港することから、原子力艦の武力攻撃原子力災害に対しても対処を定める必要がある。このため、市は、<u>原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></u></p> <p>また、NBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>このため、<u>原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害並びにNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処に当たり特に必要な事項について、以下のように定める。</u> (下線更新)</p> <p>1 <u>原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処</u> (下線更新) 【<u>防災危機管理局</u>、環境保全課、基地政策局、保健福祉政策課、<u>健康づくり課</u>、みなと振興・管理課】</p> <p><u>原子力事業所及び原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処については、それぞれ異なった対応が生ずることから、各々の通報体系等を整理する。</u> (下線追記)</p> <p><u>また、武力攻撃原子力災害への対処として共通する対処措置については、一括して整理する。</u></p> <p>(1) <u>原子力事業所における武力攻撃原子力災害への対処</u> (下線追記) ① <u>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</u> ア <u>市長は、武力攻撃に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。</u> イ <u>市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長、及び知事並びに関係機関に通報する。</u> ○ <u>実用発電用原子炉等にあつては、原子力規制委員会委員長（事業所外運搬に起因する場合にあつては、原子力規制委員会委員長及び国土交通大臣）</u></p>

現 行	修 正 案
<p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報</p> <p>① 市長は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害に関する通報を、外務省、九州防衛局及び県から受けた場合、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。</p> <p>② 市長は、モニタリングポストにより異常値の検出情報を入手した場合、直ちに米海軍佐世保基地にその内容を確認するとともに、その旨を九州防衛局長、知事及び関係機関に通報する。</p> <p>(3) 住民の避難誘導、避難の指示</p> <p>① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。</p> <p>② 市長は、関係機関からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により非難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。</p> <p>(4) 国の現地対策本部等との連携</p> <p>① 市は、国が策定した「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づき運営する「現地原子力艦事故対策連絡会議」及び「現地対策本部合同会議」若しくはこれに準ずる会議(以下、「現地原子力艦事故対策連絡会議等」という。)に職員を派遣するなど、現地原子力艦事故対策連絡会議等と必要な連携を図る。</p> <p>② 市は、現地原子力艦事故対策連絡会議等において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</p>	<p>ウ 市長は、<u>国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。</u></p> <p>エ 市長は、<u>知事から所要の応急対策を講ずべき指示を受けた場合には、応急対策を行う。</u></p> <p>② <u>武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携</u></p> <p>ア 市は、<u>国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。</u></p> <p>イ 市は、<u>武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。</u></p> <p>③ <u>国への措置命令の要請等</u></p> <p>市長は、<u>住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずるべきことを命令するように知事が要請するよう求める。</u></p> <p>(2) <u>原子力艦における武力攻撃原子力災害への対処</u></p> <p>① <u>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報</u> (2)→①</p> <p>ア 市長は、武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害に関する通報を、外務省、九州防衛局及び県から受けた場合、速やかに情報収集等の初動対応が可能な体制を整える。 ①→ア</p> <p>イ 市長は、モニタリングポストにより異常値の検出情報を入手した場合、直ちに米海軍佐世保基地にその内容を確認するとともに、その旨を九州防衛局長、知事及び関係機関に通報する。 ②→イ</p> <p>② <u>国の現地対策本部等との連携</u></p> <p>ア 市は、国が策定した「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づき運営する「現地原子力艦事故対策連絡会議」及び「現地対策本部合同会議」若しくはこれに準ずる会議(以下、「現地原子力艦事故対策連絡会議等」という。)に職員を派遣するなど、現地原子力艦事故対策連絡会議等と必要な連携を図る。 (4)→② ①→ア</p> <p>イ 市は、現地原子力艦事故対策連絡会議等において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。 ②→イ</p>

現 行	修 正 案
<p>(5) 安定ヨウ素剤の配布 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(6) 職員の安全の確保 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、現地原子力艦事故対策連絡会議等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。</p>	<p>(3) <u>原子力事業者及び原子力艦における武力攻撃原子力災害共通の対処措置</u> (下線追記)</p> <p>① 住民の避難誘導、退避の指示 (3)→①</p> <p>ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。 ①→ア</p> <p>イ 市長は、<u>原子力事業者及び関係機関からの通報内容、モニタリング結果</u>等を勘案し、事態の状況により非難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。 ②→イ (下線追記)</p> <p>② 安定ヨウ素剤の配布 (5)→② 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 職員の安全の確保 (6)→③ (下線追記) 市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、<u>武力攻撃原子力災害合同対策協議会又は</u>現地原子力艦事故対策連絡会議等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。</p> <p>④ <u>スクリーニング及び除染の実施</u> (下線追記) <u>市長は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、市地域防災計画(原子力災害対策編)の定め</u>の例による。</p>
<p>(P118)</p> <p>2 NBC (核・生物・化学) 攻撃による災害への対処 (<u>防災対策課</u>、警防課、環境保全課、保健福祉政策課、生活衛生課、水道局、総合病院)</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 化学剤による攻撃の場合 本文略</p> <p>※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、・・・中略・・・特に留意が必要である。 このため、市の国民保護担当部局である<u>消防局</u>においては、・・・ ・・・以下略</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>(P109)</p> <p>2 NBC (核・生物・化学) 攻撃による災害への対処 【<u>防災危機管理局</u>、警防課、環境保全課、保健福祉政策課、生活衛生課、水道局、総合病院】</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>①～② 略</p> <p>③ 化学剤による攻撃の場合 本文略</p> <p>※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、・・・中略・・・特に留意が必要である。 このため、市の国民保護担当部局である<u>防災危機管理局</u>においては、・・・以下略</p> <p>(5)～(6) 略</p>